

参考配布

令和 7 年 5 月 21 日

【照会先】

職業安定局 需給調整事業課

課長

中嶋 章浩

主任中央需給調整事業指導官

近藤 麻生子

副主任中央需給調整事業指導官

河村 智

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5324)

(直通電話) 03(3502)5227

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

標記について、東京労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。

なお、別添は、東京労働局が配布した資料です。

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年5月21日

担当	東京労働局需給調整事業部
	需給調整事業第二課長 田村 好弘
	需給調整事業第二課長補佐 阿部 聡
	主任需給調整指導官 峯 裕見子
	主任需給調整指導官 奥田 一
	電話（直通）03-3452-1474 電話（夜間）03-5439-4952

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

東京労働局（局長：富田 望）は、下記のとおり、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称 T o t s u株式会社（旧 東通産業株式会社）
代表取締役 大賀 昭雄
所 在 地 東京都港区六本木5丁目16番20号
許可番号 派13-304952（平成23年8月1日許可）
処分内容 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第3のとおり）

第2 処分の理由

T o t s u株式会社は、C社との間で、実態は労働者供給契約であるにもかかわらず業務委託契約と称する契約を締結し、受託した業務について、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、B社から受け入れたA社に雇用される労働者を、C社の指揮命令の下で当該業務に従事させるなど、法定の除外事由なく職業安定法第44条に違反する労働者供給を行ったこと。

第3 労働者派遣事業改善命令の内容

- すべての労働者派遣事業、請負事業、出向等について、労働者派遣法及び職業安定法の規定に違反していないか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に以下の法条項について重点的に点検すること。

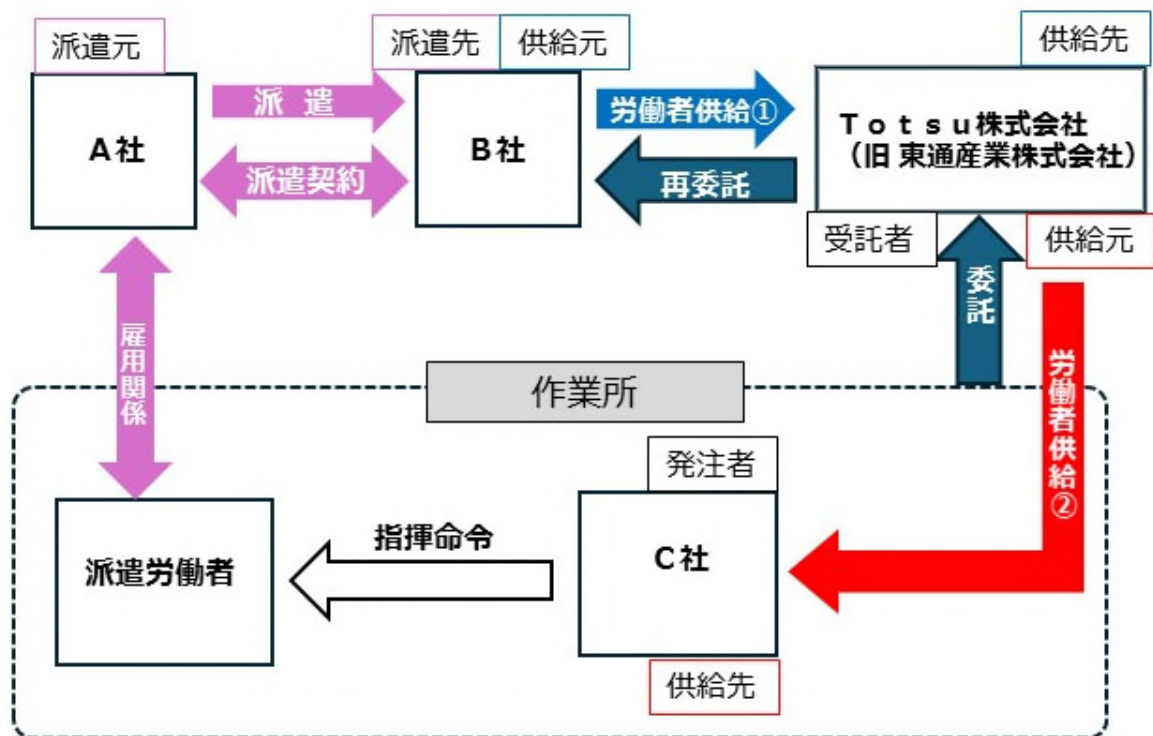
- 職業安定法第44条

- 2 上記1の事項に係る職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにしたうえで原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- 3 職業安定法、労働者派遣法等労働関係法令の規定に違反することのないよう、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※職業安定法、労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

【 事案の概要図 】

〈令和3年4月1日～令和6年3月31日〉



○ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（抄）

（定義）

第 4 条

1～7（略）

8 この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

9～13（略）

（労働者供給事業の禁止）

第 44 条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（労働者供給事業の許可）

第 45 条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

（改善命令等）

第 49 条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第 23 条第 3 項、第 23 条の 2 及び第 30 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 （略）

（権限の委任）

第 56 条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 （略）